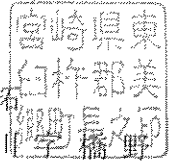


美郷町告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年3月30日



美郷町長 長尾拓

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川
原3111-2、3111-20、3114-1、3114-2、3114-4、3115-1、3117-1、3119-1、3119-3、3121、3122-2、3125、3126-1、3126-2、3131-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を美郷町役場及び宮崎県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林指定告示附属明細書

(令和8年3月30日美郷町告示第37号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原3111-2、3111-20、3114-1、3114-2、3114-4、3115-1、3117-1、3119-1、3119-3、3121、3122-2、3125、3126-1、3126-2、3131-1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、1に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、小丸川上流(美郷町(一部))の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林(当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。)のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林(保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。)及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢(これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の

限度は、10ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字橋野原3111-2・3111-20・3114-1・3114-4(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3115-1、3117-1・3119-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3119-3、3122-2、3125(次の図に示す部分に限る。)

所在の森林 10分の3

エ ウにかかわらず、(3)に定める森林についての伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率((3)に定める森林につきその率が次の算式により算出された率を超える場合には、次の算式により算出された率)を乗じた材積とする。

字橋野原3111-2・3111-20・3114-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、3114-2、3114-4・3117-1・3119-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、3121、3125(次の図に示す部分に限る。)、3126-1、3126-2、3131-1

所在の森林 10分の4

$$(V_o - V_s \times 7 \div 10) \div V_o$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、美郷町長の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ美郷町長に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

宇橋野原3111-2・3111-20・3114-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3114-2、3114-4・3117-1・3119-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3121、3125（次の図に示す部分に限る。）、3126-1、3126-2、3131-1

所在の森林

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,200本）、クヌギ（2,700本）、又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種（2,700本）

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、美郷町長の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ美郷町長に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

宇橋野原3111-2・3111-20・3114-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3114-2、3114-4・3117-1・3119-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3121、3125（次の図に示す部分に限る。）、3126-1、3126-2、3131-1

所在の森林

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,200本）、クヌギ（2,700本）、又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種（2,700本）

（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）